

## 軽微な事項その他の電気の使用者の利益を阻害する おそれがないと見込まれるものの議事の取扱いに ついて

### (趣旨)

本日御議論頂いた供給約款等以外の供給条件の認可（資料3）等のように、軽微な事項その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと認められるものについては、その議事の取扱いについて委員会の効率的かつ効果的な運営の観点からの事務局提案について御検討いただく。

### 主なポイント

#### 1. 背景

本日御議論頂いた

- ①「供給約款等以外の供給条件の認可について」（資料3）、
- ②「託送供給等約款以外の供給条件の認可について」（資料4）、
- ③「離島供給に係る約款以外の供給条件の承認について」（資料5）、

については、従前の特例措置等について、何ら変更ない内容の申請を当該特例措置等の元となる供給約款の変更等がなされたことに伴い改めて認可・承認するものであり、本委員会の判断を要せずとも電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと認められるものであるため、こうした案件の取扱いについては、本委員会の効率的かつ効果的な運営の観点から改善が必要ではないかと考えられる。

#### 2. 本委員会の実質的な判断を要するようなものではない案件の取扱いについて

こうした軽微な事項など、本委員会の判断を要せずとも電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと認められる案件については、本委員会の開催を待つことなく、委員長の判断で文書その他の簡易な方法により開催・審議することとしても、本委員会の設立の趣旨、本委員会が課せられた任務の適確な遂行に何ら背くようなことにはならず、むしろ委員会の効率的かつ効果的な運営に資する運営の見直しとなり得ると考えられる。このため、運営規程を別紙のとおり改正することに関し、御検討いただく。

電力取引監視等委員会運営規程 (20150901 電委第7号) (改正案)

※下線部が改正箇所

改正後	改正前
<p>(委員会の招集)</p> <p>第2条 委員長は委員会を招集しようとするときは、開催日時、場所及び付議事項を事前に公表するものとする。</p> <p>2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる。この場合においては、委員長はその議事について次に招集する委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>委員長は、軽微な事項その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれるものの議事のために委員会を招集しなければならない場合など必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる。</u></p>	<p>(委員会の招集)</p> <p>第2条 委員長は委員会を招集しようとするときは、開催日時、場所及び付議事項を事前に公表するものとする。</p> <p>2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる。この場合においては、委員長はその議事について次に招集する委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 (新設)</p>